二十二点　北緯三二度三九分三九秒三六七五　東経一三〇度三三分三八秒二六五二
二十三点　北緯三二度三九分三九秒〇九三七　東経一三〇度三三分三七秒八二七八
二十四点　北緯三二度三九分三九秒一〇二三　東経一三〇度三三分三七秒二〇六四
二十五点　北緯三二度三九分三九秒七九六〇　東経一三〇度三三分三六秒五五九九
二十六点　北緯三二度三九分三九秒一七六四　東経一三〇度三三分三六秒三四〇〇
二十七点　北緯三二度三九分三八秒五一八二　東経一三〇度三三分三五秒六九八二
二十八点　北緯三二度三九分三八秒八七六三　東経一三〇度三三分三四秒八九九六
二十九点　北緯三二度三九分三九秒四八三三　東経一三〇度三三分三四秒九七一一
三十点　北緯三二度三九分三九秒二五〇五　東経一三〇度三三分三五秒三〇五六
三十一点　北緯三二度三九分三九秒九一九〇　東経一三〇度三三分三五秒八九〇一
三十二点　北緯三二度三九分四〇秒二六七二　東経一三〇度三三分三六秒〇〇四一
三十三点　北緯三二度三九分四〇秒六二八五　東経一三〇度三三分三五秒八〇二六
三十四点　北緯三二度三九分四〇秒七二八〇　東経一三〇度三三分三五秒九三五九
三十五点　北緯三二度三九分四〇秒四七八四　東経一三〇度三三分三七秒一九一七
三十六点　北緯三二度三九分四一秒八二二〇　東経一三〇度三三分三八秒九一二四
三十七点　北緯三二度三九分四二秒九〇三五　東経一三〇度三三分三八秒一七七二
三十八点　北緯三二度三九分四二秒八四六九　東経一三〇度三三分三七秒七七〇六
三十九点　北緯三二度三九分四三秒一六九四　東経一三〇度三三分三七秒二九四三
四十点　北緯三二度三九分四三秒三七五二　東経一三〇度三三分三七秒五二八二
四十一点　北緯三二度三九分四三秒七〇一七　東経一三〇度三三分三七秒〇四一一
四十二点　北緯三二度三九分四四秒三六一〇　東経一三〇度三三分三六秒八五六六
四十三点　北緯三二度三九分四五秒三九九九　東経一三〇度三三分三五秒六七四六
四十四点　北緯三二度三九分四六秒六三七五　東経一三〇度三三分三四秒四七三四
四十五点　北緯三二度三九分四七秒〇二一八　東経一三〇度三三分三四秒一八二七
四十六点　北緯三二度三九分四七秒二四三五　東経一三〇度三三分三四秒〇五二八
四十七点　北緯三二度三九分四七秒五〇九〇　東経一三〇度三三分三四秒〇八一四
四十八点　北緯三二度三九分四七秒六八五八　東経一三〇度三三分三四秒一二七〇

○国土交通省告示第三百七十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年五月十二日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

熊本県山鹿市久原字本霊仙、字山中及び字首石の区域内の土地のうち、次の一点から八点までを順次結んだ線及び一点と八点を結んだ線に囲まれた土地の区域（令和元年国土交通省告示第八百六十号で指定した土地の区域を除く。）

一点　北緯三二度〇一分五七秒七一四七　東経一三〇度四三分三八秒〇三二九
二点　北緯三二度〇一分五九秒〇三一八　東経一三〇度四三分三五秒一四一九
三点　北緯三二度〇一分五九秒三四七二　東経一三〇度四三分三五秒〇四八五
四点　北緯三二度〇一分五九秒六四一八　東経一三〇度四三分三四秒九四四一
五点　北緯三二度〇一分五八秒〇五三八　東経一三〇度四三分三九秒二二五九
六点　北緯三二度〇一分五七秒二三二三　東経一三〇度四三分四一秒一三九二
七点　北緯三二度〇一分五五秒五七九一　東経一三〇度四三分四一秒四八一四
八点　北緯三二度〇一分五五秒五七二〇　東経一三〇度四三分三八秒一九七六

○国土交通省告示第三百七十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

令和七年五月十二日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

トモエ沢

二　砂防法第二条の土地の表示

令和六年国土交通省告示第千二百五十八号で指定した同号二に掲げる土地の区域

○関東地方整備局告示第百五十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年五月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年五月十二日

関東地方整備局長　岩﨑　福久

路線名　供用の開始の区間　図面縦覧場所

四号　吉川市大字川藤字古川四一八九番五から越谷市大字増森字屋敷通一六五七番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局北首都国道事務所

供用開始の期日　令和七年五月十二日

○関東地方整備局告示第百五十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年五月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年五月十二日

関東地方整備局長　岩﨑　福久

路線名　供用の開始の区間　図面縦覧場所

二十号　韮崎市一ツ谷一八一八番から同市一ツ谷一八二四番地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年五月十二日

国会事項

衆議院

法律公布奏上及び通知

五月八日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律

議案送付

五月八日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

民事裁判情報の活用の促進に関する法律案

議案通知

五月八日参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案

質問書提出

五月八日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

融資一体型変額保険被害者の被害の現状に関する質問主意書（海江田万里提出）

参議院

議事日程

五月九日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第十八号

令和七年五月九日（金曜日）

午前十時開議

第一　航空業務に関する日本国とチェコ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

第二　航空業務に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

第三　千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定のサービスの貿易に関する一般協定の日本国の特定の約束に係る表の改善に関する確認書の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

第四　東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センターを設立する協定の第二次改正の受諾について承認を求めるの件（衆議院送付）